

## ドイツの宗教団体法制度の歴史的な特徴

笹川 紀勝

ドイツの宗教団体法制度は、たいがいの日本人には分かりにくい。その原因としてはいくつかあるであろうが、まず、ボン基本法の条文がワイマール憲法のそれを継承していることもあるであろう。こうしたことは、明治憲法から現行憲法に転換した日本では見られないからである。その上次のようなこともある。すなわち、アメリカや日本の憲法は政教分離の原則を定めているので、国家と宗教団体の関係は単純である。それに反して、その単純な内容に照らすと、いかにもドイツと日本は違うという印象が残る。そのために、ドイツの現代における宗教団体法制度の特徴をとらえようとするなら、なにか工夫が必要に思う。そこで、筆者は、理解を容易にする一つの仕方として、ドイツの宗教団体法制度の歴史をたどってみたい。いわば内側からの発展に着目したとき、複雑なものなかにも理解を助けるものがあるであろう。その変化はある大きな流れを示してくれるであろう。その変化を通して出来上がったものを特徴として提示しても許されるのではないであろうか。もし、こうした大きな把握を前提にしないで現代におけるドイツの宗教団体法制度の特徴をとらえようとするなら、研究の基礎を欠いてしまって、研究上かなり無理が生じてしまう。他の人は別として、筆者にはそう思える。

そこで、次に現代の宗教団体法制度の特徴を検討する準備として、本稿

は宗教団体法制度の発展の主な流れを探ってみたい。なお、本稿は、宗教に関する一般的な法制度の動向よりも、宗教団体に関する憲法や法律等の法制度を主な素材にしたい。

## I 寛容令の発展

1. ヨーロッパの中世には、教皇は霊的統治、君主たちは世俗的統治を行ない、両者の上に、教会が存在するという両剣論の思想があった。またフランスの国家と教会がローマ教会から離反する大分裂という現実もあった。それでもヨーロッパには一つのキリスト教共同体が存在するという観念が一般化していた。ところが、中世から近世に移行する中で宗教改革が起こって、一つと考えられていた教会が分裂した。その結果、ヨーロッパ全体に共通な制度はなくなった。教会の「分裂」(Spaltung)によって生じた争いと混乱をおさめて平和回復をはかるために、アウグスブルク宗教平和条約(1555)がつくられた<sup>4)</sup>。それは、アウグスブルク信仰告白(1530)を支持する君主たち(すなわちルター派教会)と旧教(すなわちカトリック教会)を支持する神聖ローマ帝国皇帝、君主、その他帝国貴族との間で成立した一時的な妥協である(13,16条)。本稿のかかわりでその特徴を指摘してみよう。

第一に、教会の分裂が世俗世界の支配者によって固定化され、彼らが教会のあり方を決定するにいたった。すなわち、アウグスブルク宗教平和条約は、キリスト教的友情ある平和的な手段によって、キリスト教的理解と和解の一致がもたらされるべきだといいいながら、「すべては、皇帝と王と君主の真実なる言葉とラント平和の刑罰にかかっている」といっている(15条)。したがって、教会がみずからの問題をみずから解決するのではなく、教会に対立してきた世俗の支配者が教会のあり方を決定するいわゆるエラスチャニズム(erastianism)が表明されたのである。そこから、この宗教平和条約は、*cujus regio, ejus religio*を表わしているといわれる。その意味は、「その土地の宗教は、君主によって決定される」とか、君主の宗教改

革権(ius reformandi)とかいわれる。この主義によれば、君主の選んだ宗教に対してそうでないものを保護しなければならない。しかし、君主による宗教的自由の保障を担保するものは存在しなかった。実際宗教は、国家政策の僕になった<sup>(2)</sup>。

そこで、君主の性格はどういうものが問題になる。従来、エラスチャニズムは、地方割拠主義的な絶対的君主による宗教改革権の行為としてとらえられてきた。もしそうなら、王と教会の分離がすでに実現していて、王は教会から独立し、自らの判断で教会のあり方を決定するイメージが描かれる。ところが、そうではなかったと指摘されるようになった<sup>(3)</sup>。それによれば、アウグスブルク宗教平和条約第20条は、これまでカトリック教会の司教(Bischof)がもっていた教会の統治権を停止したので、その権限は、新教の国では支配者が受け継いだ。君主が新教の教会監督(Bischof)になったのである。そのため、この条約は、政治的世俗的な平和秩序の建設を原則とし、そのもとに、地方ごとに教会と世俗的支配の結合を可能にしたのである。こうして世俗的支配者による教会監督制度(Episkopalsystem)が誕生した<sup>(4)</sup>。

第二に、信仰を理由とする迫害が禁止された。すなわち、アウグスブルクの信仰告白、その教義、宗教、信仰を理由にして、帝国のいかなる階級のものにも、暴力的に傷を負わせ彼らを迫害してはならない。また、アウグスブルクの信仰告白の宗教、信仰、教会堂の使用、秩序、儀式を理由にして、その他の手段で、その「良心と意思(Conscientz, Gewissen und Willen)に反して」、彼らを悩ませ侮ってはならない。その財産を保障する。移住を妨げてはならない(15条)。しかしながら、この宗教平和条約は上述の二つの宗派に属さないものを保護しない。そのために、これら二つの宗派に属さないものはその保障から「完全に排除される」(17条)。そのようにこの条約の核心にあるものは、カトリック教会とルター派教会のみを保護する寛容令(Toleranz)であった。

アウグスブルクの宗教平和条約は破られ、大陸はふたたび混乱し、宗教

戦争が続いた。そうして、ウエストファリア条約 (1648)<sup>⑤</sup> が締結された。この条約もまたエラスチャニズムないし世俗の支配者による教会監督制度を原則とした。そして、今度は、カトリック教会、ルター派教会、改革派教会 (宗教改革者カルヴァンの影響を受けた教派) の三つに「良心の自由」(conscientiae libertas) ないし「宗教の自由」(Religionis libertas) を認めた。それが寛容 (tolero) (V34条, VII 1条) であった。しかし、同条約は、その他のものにこうした自由を認めることはしなかった (VII 2条)。この条約以来、寛容令が確立して激しい宗教的な迫害はなくなり、ヨーロッパ全体に信教の自由が保障されるようになった。

2. ところで、中世以来ドイツでは多数の国々が割拠していたが、それらは19世紀における連邦制の統一国家へ序々に動いていた。そうした統一国家が誕生するまでの間、教会をめぐる統一的な法がドイツに存在しないのはいうまでもなかった。そして、新教の国では教会と国家の関係は、教会監督制度にもとづいていた。そうした中で、プロイセンが一般ラント法 (1794)<sup>⑥</sup> を制定し、その法はプロイセンの範囲を越えて諸国にそしてやがてドイツ全土に影響を与えた。本稿とのかかわりで注目されるのは、第2部第11章である。

この章の表題は「教会と宗教団体の権利義務」であり、章自体は総論 (第1-12条) と各論に相当する12個の節 (第13-1232条) からなる。

総論の内容を紹介すると、プロイセン国民は「完全な信仰と良心の自由」(eine vollkommene Glaubens- und Gewissensfreiheit) が保障される (第2条)。国民は「国家の認可 (Genehmigung) を受けて、宗教活動のために結社をつくることができる」(第10条)。「公的な礼拝活動のために結社した宗教団体 (Religionsgesellschaften) は、教会団体 (Kirchengesellschaften) と呼ばれる」(第11条)。礼拝すなわち魂の救いを目的としているのではなく、「特別な宗教活動のために結社したものは、聖職者団体 (geistliche Gesellschaften) と呼ばれる」(第12条)。その例としては慈善施設、修道院、修道会が挙げられている (第939条)。したがって、個人の信

仰と良心の自由にもとづいて宗教団体（教会団体と聖職者団体）は作られるから、プロイセン一般ラント法は、18世紀における個人主義と自然法思想の強い影響を示している。そして、宗教団体の結成に当たっては、国家の認可が要求されるとすることで、宗教団体の結成の権利は、国家の制限の下にあった。それゆえに、同法は、新しい法理論を基礎としつつも、アウグスブルク宗教平和条約以来のエラスチャニズムないし教会監督制度による宗教団体の国家的統制を維持している。

各論を見ると、その構成は次のようになっている。すなわち、

- 第1節「教会団体一般」（第13-57条）
- 第2節「教会団体の構成員」（第58-112条）
- 第3節「教会団体の管理機関」（第113-159条）
- 第4節「教会団体の財産」（第160-236条）
- 第5節「教区」（第237-317条）
- 第6節「牧師とその権利」（第318-549条）
- 第7節「非聖職者教会職員」（第550-567条）
- 第8節「教会保護者」（第568-617条）
- 第9節「教区教会財産」（第618-771条）
- 第10節「教区財産と収入」（第772-856条）
- 第11節「十分の一税等の教区税」（第857-938条）
- 第12節「聖職者団体一般」（第939-1021条）
- 第13節「カトリック司教座聖堂」（第1022-1053条）
- 第14節「コレギアート団」（第1054-1056条）
- 第15節「修道院」（第1057-1069条）

（なお、第16-17節は略する）。

以上のように、各論は、宗教団体の団体としての側面を集中的に扱っている。それで、そこに示された宗教団体の性格を若干検討しておこう。

第1節「教会団体一般」には、教会団体と国家の関係が次のように展開されている。すなわち、国家は、教会団体に対して三つの「上級監督」

(Oberaufsicht)の権限を持つ(第32条)。

第一に、教会を許可する権限である。それにもとづいて、国家は、宗教団体を、「特許された法人の権利」を持つところの国家からの「公認」(öffentlich aufgenommen)教会団体とするか、「私的で自由な礼拝活動は許される」が公認されない「受忍」(geduldet)教会団体とするかを決定する(第17,20,22条)。後者の場合には、「国家の特別な許可なしに、礼拝活動のための建物の所有権を取得することはできない」(第24条)、また「鐘を鳴らすあるいは集会している家の塀の外で公的な祝祭典を行なう」ことも許されない(第25条)。

第二に、教会を監督(Aufsicht)する権限である。それにもとづいて、教会が神への畏敬や同胞に対する善良な性向を教えると同じく、「法律に対する服従と国家に対する忠誠」をも教えているかどうかについて、国家は調べることができ(第13,33条)、これらの事項に反する宗教教義を教えることを禁止することもできる(第14条)。

第三に、他の団体の場合と同じく、教会の外的な事務や会員との関係で国家の法を、教会に強制する権限である。それにもとづいて、たしかに教会は、身体、名誉、財産の刑罰に及ばない範囲で、会員に対する自治的な教会規律(Kirchenzucht)の権限を持つ。しかし、会員の除籍に関して争いがあれば、その決定は国家が行なう(第50,52-57条)。

以上を国家と教会の関係という視点で見ると、注目すべきいくつかのことがある。

すなわち、第一に、信仰と良心の完全な自由の保障によって、ウエストファリア条約の宗教と良心の自由の恩恵的で不完全な保障の在り方は克服された。しかし、教会の信仰内容そのものは信仰と良心の自由によって保障されたとしても、礼拝活動や会員の訓練にかかわる教会の宗教活動に対する国家の干渉は多大であった。それゆえに、教会の自由な宗教活動のためには教会と国家の分離は不可避であった。この点が今後どのように展開されるかに注意すべきであろう。第二に、教会団体が公認されたものと受

忍されたものとの二つに分けられ、公認の教会団体すなわち宗教団体には「特権的の法人の団体権利」(die Rechte privilegirter Korporationen)が付与された(第17条)。カトリック教会, ルター派教会, 改革派教会がそれを持っていた。これらの礼拝の建物だけが教会(Kirchen)の名称を用いることができた(第18条)。

## II 憲法による自由の保障の発展—プロイセン憲法の場合

1. フランクフルト憲法(1849)<sup>6)</sup>は、流産したドイツ連邦憲法であったが、それが後世に与えた影響は無視できない。それは、個人に対して、プロイセン一般ラント法と同様に、完全な信仰と良心の自由を保障する(第144条)。そして、信仰を理由として国民を差別しない(第145-6,8条)。次に宗教団体に関して見ると、「各宗教団体は、自治的にその事務を管理運営する」(第147条1項)だけでなく、そもそも「国の教会は存在しない」、「いかなる宗教団体も、国により他の者以上に、特権を享けない」(同条2項)。それゆえに、フランクフルト憲法は、プロイセン一般ラント法が認めた二種類の教会団体の区別をしていない。

2. プロイセン憲法(1850)<sup>7)</sup>は、第12-18条にわたって、個人の宗教の自由と宗教団体に関して規定している。なかでも特徴的なのは、宗教団体に関して詳細に規定していることである。すなわち、宗教団体の自由な結成が保障され(第12条)、そのために、宗教団体の結成に際しては、プロイセン一般ラント法第9条の要求した国家の認可は必要がなくなった。

ところで問題は、この宗教団体の結成の自由を保障する第12条が、一般的な結社の自由を保障する第30-31条を引用していることである。そのために、宗教団体の結成の自由と非宗教的な結社の自由との関係はいかなるものであるかが問われる。

つまり、プロイセン集会結社法<sup>8)</sup>によれば、政治結社は、刑法に反しない目的を持っていなければならないという意味で警察規制を受け、その上で、民法上の権利能力(Rechtsfähigkeit)を持つ。他方、宗教団体の権利能

力は、古くから法人的団体権利(Korporationsrechte)といわれてきた。そうすると、政治結社と宗教団体とはどこがどう違うかが問題になる。

アンシュッツ<sup>100</sup>によれば、プロイセン憲法の制定過程では、両者は実際同じ性質を持っているとされながら、結局、法人権利の獲得は、後述の憲法第13条で「特別の法律によってのみ」とあるように、民法ではなく特別法に基づくとされた。しかし、特別法によるのは、筆者の見るところ、宗教団体が君主の宗教改革権に基づいて発展してきたからであるが、政治結社は19世紀の政治的自由に基づいて生まれてきたものである。したがって、両者の扱われ方の違いは、両者の異なる歴史的経過に由来する。なにか両者を包み込む統一的な法があって、そこから演繹的に両者の違いが引き出されたとはいえない。以下それに関連しながら述べてみよう。

1) プロイセン一般ラント法第10条は、国家による認可を前提として宗教団体の結成を国民に認めていた。それに基づいて、特許状(1854)<sup>101</sup>は、福音主義ラント教会(Landeskirche)から分離したルター派教会の分派を認めた特許状の第3項によれば、教会の名称は使用できない。次に、新宗教団体の結成に関する特許状(1847)<sup>102</sup>は、歴史的に国家協約で特権を与えられてきたところの福音主義教会とカトリック教会のみならず、これらに属しない分派に対して自らの信仰告白と礼拝のために宗教団体を結成することを認めた。法律(1847,1874,1875)<sup>103</sup>は、ユダヤ人、メノナイト教徒、バプテスト教徒にそれぞれ法人権利を認めた。法律(1876)<sup>104</sup>は、プロイセンの8つの古い県にかかわる福音主義ラント教会を認めた。そこでは、君主が教会統治権(Kirchenregiment, Kirchenregierung)を持っている。また、教会税の徴収の権利も、宗教団体毎に個別に認められている。

ところが、民法導入法<sup>105</sup>第84条は、ラント法がどのように定めているかにかかわらず、立法を通じてのみ宗教団体に権利能力を与えると定めたので、その結果、宗教団体は登記をすれば権利能力をえられる(民法第21条以下)ようになったと見えた。そうすると、従来のように特別法による個別的対応の伝統的なやり方が修正されたのだろうか。しかし、アン



シュッツ<sup>(16)</sup>は、そうは考えない。彼によれば、該当するものは、宗教団体全体でなく、その一部であって、従来権利能力を獲得できなかった聖職者団体であるという。

2) たしかに、プロイセン団体法(1850)<sup>(17)</sup>は、結社と宗教団体を区別している。すなわち、「公的な事務」(öffentliche Angelegenheit)に影響を及ぼそうとするものが政治的結社である。それに対して、教会的宗教的結社は「公的な事務」にかかわらない(第1条,第2条3項)。しかし、アンシュッツは、この区別を前提として次のようにいう。

「宗教は私的なもの(Privatsache)である」から、宗教団体は公的な事務にかかわらない。しかしこの理由によって、政治結社のように警察の監視と解散の命令を受けないのではない。そうではなく、国家は信仰と倫理の裁判官になってはならないけれども<sup>(18)</sup>、法人的団体的権利を備えた宗教団体が、「宗教的な特別な事情から、また宗教団体の組織ならびに活動の目的と性質から、公的な事務に影響を与えようとするところがある」がゆえに、宗教団体は警察の監視と解散の命令を受けることがある<sup>(19)</sup>。

この主張は、二つの点で注目される。一つは、次に述べるカトリックの人々の政教分離の要求と対立する点であり、もう一つは、今日のドイツで支配的な、宗教は私的なものに留まらず、公的な性質をもっているという主張に連なる点である。

3) プロイセン憲法第15条は、福音主義教会、カトリック教会を含めて宗教団体にはその事務(Angelegenheiten)を自治的に管理運営する権限を保障している。そのために、宗教団体の自治性(Selbständigkeit)の保障と国家の監督権の関係が問われる。

まず、カトリックの人々は、宗教団体も一般的な団体結社と違いはないからそれと同じように一般法によって規制されるべきで、特別法によって規制されるべきではないといい<sup>(20)</sup>、また、憲法第15条が国家と教会の分離を定めていると見て、教会に対するさまざまな監督制度を禁止するように

要求した<sup>(21)</sup>。ところが、憲法第15条を改正する1873年の法律が、教会の自治性を認めると共に教会に対する国家の監督権を盛り込んだために、カトリックの人々の政教分離の要求は一層強くなった。彼らは、この改正法を、教会の自治性を保障した憲法第15条に違反すると主張した。この主張が大きな影響を及ぼし、結果的には、憲法第15条は（同時に関連する第16条と第18条も）1875年の法律で廃止されてしまった。

アンシュッツは次のようにいう。すなわち、

憲法第15条は、国家が宗教団体の事務を自ら管理したり、宗教団体と一緒に管理するような積極的な関与を廃止した<sup>(22)</sup>。しかし、国家は「危険にさらされたくないなら」<sup>(23)</sup>、立法権や上級監督権 (Oberaufsicht, ius inspiciendi cavendi)によって宗教団体に干渉する消極的な権利を放棄することはできない。そのために、宗教団体がその事務を管理運営する場合でも、なにものからも干渉されない主権的な立法権が与えられているわけではない<sup>(24)</sup>。

彼がわざわざラテン語を付して引用する上級監督権とは歴史的に特有の意味をもったものである。それは「皇帝、帝国、帝国法に対するラント君主の忠誠義務」をいい、国家のために必要であれば、国家（ラント）と臣民の状態を調査する帝国最高の統治権であった<sup>(25)</sup>。そうすると、アンシュッツは、元来かかる帝国のラントに対する統治権の行使を、国家一般の権限としてとらえ、それをラントの宗教団体に対するものとして応用している。そこでの特徴は、彼にいわせれば、危害の防止という意味での消極的なものである<sup>(26)</sup>。したがって、彼は、宗教団体の自治性を認めながら、しかも国家の監督権を肯定する<sup>(27)</sup>。そうすると、次のように言うことができる。

第一に、国家のかかわりうる教会の自治性の性質は元来私法的であって、教会は国家の営造物でもなければ、教会の事務は国家の事務でもない<sup>(28)</sup>。ところが、国家が宗教団体に特権（教会税の徴収と懲戒権）を与えて、それを公法的なものに転換するがゆえに、宗教団体は私法的なものにとど

まってはいない<sup>(29)</sup>。

第二に、自治性の範囲については、しばしば教会の内の事務と外的事務という区別がいわれ、前者には教義と礼拝、後者には教会財政と職務制度が当たるといわれるが、そうしたことは憲法とは関係がない<sup>(30)</sup>。内の事務も外的事務も、国家の消極的な監督の干渉の対象になる<sup>(31)</sup>。

4) こうしてプロイセン憲法をみると、そこでは、プロイセン一般ラント法と違って、宗教団体が国家とのかかわりでどのような関係にたつかが一般論で述べられたわけではなく、はっきり政教分離の観点から議論されるようになった。伝統的な特権的団体である大教会は、その存立の基盤を問われ始め、同時に、宗教団体と一般の結社との同質性の主張によって、宗教団体の私的性格も意識されるに至った。そのために、次の時代に、この宗教団体が国家との関係でどのような発展を示すかに注意すべきであろう。

### Ⅲ 憲法による自由の保障の発展—ワイマール憲法とボン基本法の場合

ワイマール憲法(1919)<sup>(32)</sup>は、「宗教と宗教団体」という独立の章を設け、第135条から141条までの詳細な規定を置いた。それには、カトリックの人々の働きが大きく影響したといわれる。そして、ワイマール憲法は、プロイセン憲法のあいまいにしたところをかなりはっきりさせている。その上、ワイマール憲法の「宗教と宗教団体」の章の大半は、注意すべきことに、第二次大戦後のボン基本法(1949)<sup>(33)</sup>第140条によって継承されている(ただし、第135条と第140条は継承されていない)。したがって、ワイマール憲法とボン基本法の宗教に関する条項は、同じように解釈されることになった。しかしながら、同じ文言でも、それぞれの憲法は異なる全体構造をもっているし、また、異なる発展の可能性ももっている。それゆえに、部分的な継承といっても、それらと全体との関連を視野に入れなくてはすまないであろう。それゆえに、以下の叙述では、両者に基本的に類似する構造をとらえつつ、現在のボン基本法においてなお固有に発展する論点に注意しようと思う。

1. 1) ワイマール憲法は、「国家教会 (Staatskirche) は存在しない」(第137条1項)という。この条文は、先に紹介したフランクフルト憲法第147条に由来する。さて、アンシュッツ<sup>64)</sup>は、この1項の意図をラント君主による歴史的な教会支配の禁止であると理解し、さらに、同項が教会の完全な脱国家化すなわち国家と教会の純粹で厳格な分離を定めながら、同条5項が宗教団体に公法上の権利を保障するのは矛盾であると指摘する。したがって、彼は、5項によって1項は緩和されていると主張する。さらに、同条8項が、これらの憲法の規定の施行のためにラントによる立法の余地を残していることにも注意している。それゆえに、彼もまたワイマール憲法の厳格な分離の規定の緩和こそ憲法の精神であると理解している。そのために、緩和の方向を示す「国家と教会の有機的な結合」<sup>65)</sup>を憲法から読み取ろうとする。それゆえに、彼は、1項の厳格な分離の方向から5項と8項の緩和の方向を押さえ込もうとはしない。その反対である。

ところで、カンペンハウゼン<sup>66)</sup>は、ボン基本法のもとにおけるワイマール憲法の国家教会の不存在について次のようにいう。すなわち、

国家教会の存在を否定した意義は、国家と教会の「原理的な分離」をはかったところにあり、しかし、相互の不信によって乗り越えられないほどの壁があるわけではなく、国家も教会も互いに縛られることなく自由になったことにある。そして、ナチス時代の教会闘争の経験から、国家と教会は互いに異質であることがわかり、さらに、第二次大戦後は、ますます国家的な見方と教会的な見方との違いがはっきりし、多様な信仰告白のグループの登場によって、両者の一致の容易ならざることも現われてきた。

こうして、カンペンハウゼンは、社会における多様な価値に着目し、「自由な活動によって公共性に対して影響を及ぼそうとする」(in freier Betätigung auf die Öffentlichkeit zu wirken)教会の立場を主張する。そして、彼はこの立場を、以下述べるロッキン協約にならって、教会の「公共性の使命」(Öffentlichkeitsauftrag)だという<sup>67)</sup>(なお、詳述する余裕はな

いが、この立場は戦後ドイツのキリスト教界では主流を占める思想になっている)。

そこで、アンシュッツとカンペンハウゼンを比較してみると、前者は、国家と教会の分離の方向かそれとも緩和の方向かという二者択一の選択のうち、緩和の方向を選んでいるが、後者は、国家と教会の分離を前提としながら教会の公共性の使命の実現をはかろうとする。そのために、後者は、教育や社会福祉活動において教会と国家との多様な協同活動を推奨する<sup>98)</sup>。そうすると、後者の場合であっても、客観的には、憲法自体がすでに政教分離を緩和しているその傾向をいっそう促進していると評することができる。そのために、いったいどこに、国家と教会の分離が現われているかが問われる。

2) ワイマール憲法は、法律の範囲内で、自治的にその事務を管理運営することを宗教団体に認めている(第137条3項)。プロイセン憲法第15条の場合と同じく、ここに、アンシュッツは、私法的な宗教団体の本質が表われていると考えている。自治性の対象は、明らかにプロイセン憲法の場合以上に拡大されている。というのは、自治的なその事務の管理運営は信仰の教義と礼拝規則だけでなく、宗教団体の全体と下部団体の組織と運営、会員の権利義務、聖職者ならびに職員の権利関係、教会財政とくに財産管理にまで及んでいるからである。そうすると、国家教会を不存在とする規定の効果は、国家教会に属さないことを理由にして差別や不利益を加えようとするのを禁止するだけでなく、宗教団体の管理運営を自治的に行なうことを保障することにも現われているというべきであろう。筆者は、その他にもあると思う。というのは、「法律、契約または特別の法的権利に基づいて宗教団体になされている国家的給付は、ラントの立法によって、補償と引き換えに廃止される」(第138条1項)という条文も、国家教会の不存在の規定の効果として、読むことができるからである<sup>99)</sup>。

3) プロイセン憲法と同じく、ワイマール憲法も、たしかに、表面上は宗教団体として二種類を想定している。しかしながら、ワイマール憲法

は、はっきり、従来そうであったし今後もそのようなものとして存続を認められた公法上の団体である公法人（5項）と、民法の総則規定（第21条以下。プロイセン憲法の場合は民法ではなく特別法に基づいた）によって権利能力を取得できる私法人（4項）との二つのカテゴリーを認めている。

イメージを具体化するために、実際例を紹介しよう<sup>(40)</sup>。まず、公法人として認められたものは、伝統的に大教会すなわちカトリック教会と福音主義教会である。そのほか、古カトリック教会、ユダヤ教団、ロシア・正教会、メソジスト教会がある。ラントによって私法人になっているものは、バプテスト教会、福音主義ルター派自由教会、メノナイト教会、モルモン教徒である。もっぱら私法人になっているものは、エホバの証人、バハイ(Bahai)教徒、仏教徒、キリスト第一教会、福音主義ヨハネ教会、ギリシャ・カトリック教会、ギリシャ・正教会、回教徒、クエーカー教徒、セルビア正教会である。

アンシュッツにならっていえば、これら公法人と私法人はどちらも、もともとは私法的なものでありながら、特別に認められて一方は公法人になるに過ぎない。ところが、そのように公法人として認められたものと私法人のままにとどまるものの間には、法的な扱いでは大きな相違がある。例えば、私法人も公法人も礼拝に対する侮辱や妨害に対しては刑法で保護される。聖職者はどちらも兵役を免除される。しかし、刑罰の程度に関しては両者の間で違いがあるといわれる<sup>(41)</sup>。租税に関していえば、地租税、土地取得税などは公法人には免除される<sup>(42)</sup>。

そのように、連邦とラントは、さまざまな実定法を制定して、民法上の宗教団体と区別される公法上の団体としての宗教団体を保護している。具体的には、それら公法人としての教会とコンコルダートや協約を結んで、それらの宗教団体にさまざまな特権を付与してきたし、今もそうしている。もっとも有名なものは、カトリック教会とナチス政権の間で結ばれたコンコルダート（1933）である。これは、ボン基本法のもとでも有効だといわれる。またプロテスタントでは、ロクム協約すなわちニーダーザクセン

州と福音主義教会の間で結ばれた協約（1955）もある。これらは代表的なものである<sup>(43)</sup>。

ロックム協約の内容を紹介すれば、次のようである。

教会は、公法上の団体であって、その職務(Dienst)は公的なものである(第1条)。／両者の執行部は、相互関係を深めるために定期的な会合をもつ(第2条)。／ゲッチンゲン大学福音主義説教者の任命は、教会の意見を聞きながらラント政府によってなされる(第3条)。／ラント政府が問い合わせてきたときには、教会当局がその人に政治的な疑いはないと確認できない場合でなければ、その人は教会執行部の地位に着くことはできない。その政治的な疑いは、教会にかかわるものではなくて、国家政治にかかわるものについてだけであって、両者の間で意見の相違がある場合には、ラント政府は、疑いのある事実を述べる。事実の確定は、国家と教会の側から共通に任命された委員会に依託される(第7条)。／教会の法規はラント政府に前もって提出され、ラント政府は異議を述べることができる(第10条)。／教会は、ラント租税法の定めるところにしたがい、教会員から教会税を徴収することができる(第12条)。教会税の確定と徴収は、教会の申請に基づき、財務担当職員が行ない、教会税の強制執行は、ラント当局に依託される(第13条)。／ラントは、国家的建物および土地の所有権を教会に譲渡する(第17条)。

この事例は、公法上の団体としての宗教団体と民法に基づく私法上の宗教団体の国家との、実際的な法的構造の違いを際立たせる。そして、ワイマール期にはまだ国家の宗教団体に対する監督がいわれたが<sup>(44)</sup>、これらの事例からすでにうかがえたことであるが、ボン基本法のもとではそうした監督はもはや存在しないから<sup>(45)</sup>、いったい、国家から与えられた特権を享受する公法上の団体のあり方を統制するものがあるのかどうかは、重要な課題になってくる。

4) ボン基本法第4条は、自然権としての信仰と良心の自由、宗教的な告白の自由を保障しているから、国家が宗教団体に干渉する余地を基本的

に認めていない。それゆえに、宗教団体に対する国家の監督はなくなったのである。それでは、ボン基本法のもとで、宗教団体がその事務を勝手に管理運営したとき、国民ははたして国家の裁判所で争えるだろうか。もう少し問題点を絞っていえば、ボン基本法は、一方で宗教団体の自治を保障し、他方ですべての国民に裁判による権利救済を保障する。そのために、この両者の関係が問われる。この点に関する判例と学説の大きな傾向は、大体以下のようである<sup>(46)</sup>。すなわち、

「今日国家裁判所の判例の非常に強い傾向は、教会の自治を強調し、権利保障を軽視するところにある。とくに教会職員の訴えに対して、連邦裁判所と連邦行政裁判所は、教会法が国家裁判所に権限を認めている場合にだけ、一般に国家裁判所は権限を行使できるという。学説では、この見解は幅広く徹しく批判されている。それは、とりわけ、教会職員である聖職者と事務職員が財産法上の権利保障を国家裁判所に求めて拒否されていることに向けられている」。

そこで、こうした激しい対立を引き起こしている事件を二つ紹介して見よう。

#### ① 引退牧師年金加算請求事件<sup>(47)</sup>

年金生活をしている牧師の原告は、一時軍隊付牧師として働いたことがあり、また一時被告の教会で働いたこともある。被告は、原告の年金計算の基礎として、福音主義教会の執行部によって出された1956/7年の緊急命令に基づいて、軍隊付牧師の勤務をもとに原告に与えられる国家の年金を計算した。そこで原告は、軍隊付牧師の恩給を参入しないで、被告の教会で働いたことによる満額の年金の支払を求めた。この請求に対して、連邦裁判所民事部は、次のようにいった。

「教会は、国家の公権力にもはや服することなく、その事務を自治的に自己の責任で規定する。」「教会職員法を含めて教会組織全般の課題も、教会によって自己の責任で規定するように任された事務の一つである。」「教会の働きを自治的に管理し、とくに、聖職者と事務職員の勤務



関係から生じる財産法上の請求権を規定することも」教会の権利である。

「それゆえに、教会職員のそのような財産法上の請求権に関する争いの決定を、自治的な教会裁判所に与えることも、教会の自由である。自治的な教会裁判所へその権限が与えられているのだから、この争いに関して国家裁判所に管轄権は存在しない。」

## ② 新教会建設決議無効事件<sup>(49)</sup>

連邦憲法裁判所へ訴願したものは、母教会であるヘッセンとナッサウの福音主義教会の一各教会 (Kirchengemeinde) である。1963年、母教会の執行部は、教会を分割して、鉄道線路の北側の教会員によって新しい教会を建設すると決議した。線路の北側の新教会は、自分たちの意思に反して分割され、また、教会執行部は口実を用いて分割を定め、自分たちの財産状態を侵害しているといい、母教会の「公的権力」(öffentliche Gewalt)によって、基本権(第2, 3, 14条)を侵害されているとあって、連邦憲法裁判所に訴願をした。それに対して、連邦憲法裁判所は、次のようにいった。

基本法における国家の宗教的中立性のゆえに、教会の法的地位を公的と表現しても、それは、教会が「国家の中に組織的に組み入れられた他の公法上の団体と同じ地位をもっているのではなく、公的な地位の承認に過ぎない。」「教会の権力は、公的な権力ではあるが、国家的な権力ではない。」「教会の処置が、教会内部に属するものかどうか」は、「ことごらの性質や合目的な考慮によって、実体的に教会の固有な事務と見なされるものに従って決定される。国家の権限の範囲に直接的になら法的影響を及ぼさないところの教会内部の処置について、それが基本法と合致するかどうかを審査する権限」は、国家裁判所にはない。教会が下部の団体を建設するかどうかは、教会規則の定めるところに属する。それに合致するかどうかは、教会の自己決定権に服する教会法上の問題である。

①は、たしかに財産法上の争いになってはいるが、そこでの法は、教会法である。国家裁判所は、教会法の解釈を教会が設けた裁判機関の判断に

委ねたのである。憲法がすべての人に適用される法律の範囲内で、こうした教会の自治的な事務の管理運営を保障するかぎり、はたして、国家裁判所が教会法の解釈を教会内部の裁判機関から奪えるかどうかが問題である。次に、②は、教会の分裂問題を扱っていて興味深い。連邦憲法裁判所は、「ことがらの性質や合目的な考慮によって」教会の事務かどうかを判断するといっている。

こうしてみると、どちらの事件も、教会内部の法やその事務の自治的な展開にかかわる。そのために、事柄を、信仰の教義から切り離して純粋に財産法上の問題として扱うには、疑問が残る。そして、教会の事務に関する判断では、その教会の内部機関の決定に優先が与えられても、法治主義に反することはないのではないかと思う。

アメリカの類似の問題にかかわる判例を見てみたい。ドイツと違って、教会の財産、教会の分裂、教会の人事をめぐる裁判はたくさんある。そこでの判例法理で注目すべきは、教会の教義や管理運営に関しては、教会の権威ある機関の判断を尊重し<sup>(49)</sup>、この尊重の理論(deference theory)を踏まえつつ、なお、教会内部に法の支配を及ぼそうと努力をしていることである。それは法の中立性の原則論(neutral principles of law)といわれる。ブラックマンは、不動産譲渡証書、法人規則、あるいは「全体教会の憲法」が、「財産所有にかんする条項のなかに宗教的概念を盛り込む場合もある」といい、そうした場合に、世俗の裁判所が、所有にかんする書類を解釈する前に、宗教上の争いを解決しなければならないなら、それは世俗の裁判所のできることでなく、「権威ある宗教上の機関がとった教義問題の解決を尊重しなければならない」という<sup>(50)</sup>。したがって、ブラックマンは、法を、宗教とかかわらない純粋に世俗的な面と、宗教とかかわる面とに区別して、中立性の原則論の機能する領域を世俗的な面に限定しているのがわかる。そうでない面ではもはや中立性の原則論は機能しない。この場合には、権威ある宗教上の機関の決定を尊重することになる。それゆえに、彼は、修正第1条の自由な宗教活動を保障するということと、法の中立性の

原則論を用いて教会内部にも適正手続を実現しようとすることは、どちらも成り立つ領域があると考えている。

それゆえに、こうしたアメリカの判例理論を参考にしていえば、ドイツの宗教団体にはその事務の自治の保障が憲法上あることと、他方純粋に世俗的な法の適用できる面があることは、両立するはずであるということになる。そうすると、上述したドイツの年金加算事件の場合でいえば、裁判所は、教会の決定したところをストレートに教会事務の自治によって正当化してしまっている。しかし、もし宗教的な要素がそこに入り込む余地がなければ、国家裁判所が教会の自治的な事務の管理運営に介入しても支障はないであろう。裁判所は、アメリカのようにそこまで議論を及ぼしていない。次に、新教会建設事件では、裁判所は、教会規則に照らして教会の建設を教会内部の事務と判断しているが、これは、アメリカの場合であっても、教会の管理運営の事務に入るであろう。教会を新しく建設するかどうかは、すぐれて宗教団体の自由な宗教的判断に任ざれていると考えなければならないからである。

こうしてみると、ドイツでは、まだアメリカの宗教団体をめぐる判例法理を応用するところに至っていない。もしドイツとアメリカでは国家と教会の関係が憲法上異なるのだという理由をもちだして、アメリカの判例法理の適用をドイツが拒否するなら、それは違うと思う。なぜなら、国家と教会の関係をめぐる実定法上の相違の問題と、国家裁判所が宗教問題にかかわることとは、別な問題であると考えからである。

2. すでに述べたが、ワイマール憲法は、憲法の規定施行のために必要ならラントに法制定の余地を認めた（第137条8項）。このことは、宗教団体の取り扱いに関しては、すべてラントの思うところに委ねたということの意味する。そのために、ラントは、連邦憲法の制約を受けつつも、従来と同様に、宗教団体を特別法で規律することができた。従って、プロイセン憲法のもとで、宗教団体に対する特別法の規定による規律にこだわりを示したアンシュッツが、今度宗教団体の法人化を民法に委ねた4項には簡

単に言及するに留まったのは象徴的である。すなわち、彼は、宗教団体とくに大教会を、歴史的な由来に即して取り扱う余地を、憲法のなかに依然として見出しえたから、彼にとっては、その他の宗教団体が、民法によって権利能力を有するかどうかは、深刻な中心的な問題にならなかったということである。

また言い換えるなら、従来特権的権利を国家から付与されてきた宗教団体が憲法上歴史的社会的存在として前提されたことによって（5項）、純粋に私的な存在が国家から特別な扱いを保障されるようになったのである。そのために、国家と宗教とは完全に分離できない。それゆえに、国家と教会の分離の不徹底さが多くの人によって強調されるのももっともである。しかしながら、不徹底かどうかは別として、分離の不徹底さが歴史的状況を反映しているとすれば、その現実の展開の方向に注意するのも一つの見方であると考えられる。つまり、すでに述べたように、ドイツは、伝統的に宗教団体のあり方をラントの決定に任せてきた。そうすると、ワイマール憲法は、ラントに動きのとれないほど硬直的な決定をしているかどうか、吟味されてしかるべきである。この観点でワイマール憲法を見れば、憲法は、たしかに政教分離の大筋を決定しているが（第137条1項）、しかし、宗教団体に特権も付与している（第137条5-6項、138条）。そうすると、ワイマール憲法は、特権の状況をどのように具体化するかについて、ラントに、分離の方向と緩和の方向との選択を与えている（8項）。それゆえに、ワイマール憲法は、きわめて柔軟な実践的論理をもっているというべきである。決して硬直的に国家と宗教団体との関係を定めてはいない。この柔軟さこそ、ドイツの宗教団体の法制度の特徴であると考えられる。そして、その理由は、憲法条文の形式的な解釈から導きだされるというより、国家と教会の長い交渉と経験に由来するのではないかと思う。

#### 結びとして

第一に、ドイツにおける宗教団体の法制度を検討したところ、日本の宗

教法人法のような単一の立法は存在しないことがわかった。たしかに、それに近いものは、プロイセン一般ラント法であった。しかし、プロイセン一般ラント法自体、多様な宗教団体の成立に余地を認めていた。従って、ドイツでは、宗教団体を画一的な法の枠組みで規制できるとは考えられていない。法の扱いの多様性を決定する事情は、現代社会の価値の多様性に由来するというより、複数の宗教団体の歴史的な葛藤に由来すると思う。その点では、日本の宗教法人法は、著しく宗教団体を一つの狭い枠の中に押し込めてしまい、宗教団体の多様な発展を抑制しているかもしれない。

第二に、国家と宗教団体の関係としてドイツを見たとき、分離の方向もあれば、緩和の方向も見られた。もちろん大勢は、前者になく、後者にある。しかし、そのどちらかでドイツを見れば、片寄りが生じるであろう。筆者は、強い伝統をもっているドイツの宗教団体が、公共性の使命に立ちながら、しかし、他方でそのコントロールも求められているところに、国家と宗教団体の関係を模索する生きた現実の営みを見た思いがする。そして、その将来のあり方は、国家裁判所による教会の自治の統制の問題で見たように、アメリカの政教分離の合理的な判例の論理に近づかざるをえないであろう。

第三に、ドイツにおける宗教団体制度は強く伝統に基づいている。それだから、現代ドイツにおける宗教団体制度を研究する場合でも、歴史研究は欠かせない。そこで、現代の検討は、稿を改めて次の機会としたい。

#### 注

- (1) Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit, bearbeitet von Karl Zeumer, 2. Aufl., 1913 [=Quellensammlung], S. 344ff.
- (2) Pfeffer, Leo, Church, State and Freedom, revised ed., 1967, p. 26.
- (3) Heckel, Martin, Staat und Kirche nach den Lehren der evangelischen Juristen Deutschlands in der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts, 1968 [=Staat und Kirche], S. 80 und derselbe, [Episkopsystem], in: Evangelischen Staatslexikon, 3. Aufl.,

- 1987, B. 1, S. 728.
- (4) Derselbe, Augusburger Religionsfriede 1555, in: Staat und Kirche, S. 213.
  - (5) Quellensammlung, S. 403ff.
  - (6) Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, hrsg. mit Kommentar in Anmerkungen von C. F. Koch, vierter Bd., 5. Ausgabe, 1876 [=ALR/Koch], S. 137ff.
  - (7) Verfassung des Deutschen Reichs vom 28. März 1849, in: Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, hrsg. von Ernst Rudolf Huber, Bd. 1 (1961) [=Dokumente 1], S. 319f., Bd. 2 (1964) [=Dokumente 2] und Bd. 3 (1966) [=Dokumente 3].なお, 日本語訳では, 高木八尺=末延三次=宮沢俊義編『人権宣言集』岩波書店 (1986) (=以下「人権宣言集」と略), 175頁以下参照。
  - (8) Verfassungsurkunde für den Preußischen Staat vom 31. Januar 1850, in: Dokumente I, S. 402f.なお, 『人権宣言集』190頁以下参照。
  - (9) Preußisches Versammlungs- und Vereinigungsrecht vom 11. März 1850, in: Gesetz-Sammlung, 1850, Nr. 20, S. 277f.
  - (10) Anschütz, Gerhard, Verfassungs-Urkunde für den Preußischen Staat, 1912 [=Anschütz/Preußen], S. 198.
  - (11) Generalkongression für die von der Gemeinschaft der evangelischen Landeskirche sich getrennt haltenden Lutheraner von 23. Juli 1845, in: ALR/Koch, S. 142f.
  - (12) Patent, die Bildung neuer Religionsgesellschaften betreffend vom 30. März 1847, in: ALR/Koch, S. 139f.
  - (13) Gesetz über die Verhältnisse der Juden vom 23. Juli 1847, in: Gesetz-Sammlung, 1847, S. 263ff; Gesetz, betreffend die Verhältnisse der Mennoniten vom 12. Juni 1874, in: ALR /Koch, S. 143ff; Gesetz, betreffend die Erteilung der Korporationsrechte an Baptistengemeinden vom 7. Juli, in: ALR /Koch, S. 144.
  - (14) Gesetz, betreffend die evangelischen Kirchenverfassung in den acht ältern Provinzen der Monarchie vom 3. Juni 1876, in: Gesetz-Sammlung, 1876, S. 125ff.
  - (15) Einführungsgesetz zum BGB vom 18. 8. 1896, in: Bürgerliches Gesetzbuch nebst Einführungsgesetz, Bd. III, hrsg. von Th. Soergel, 1937, S. 1031.
  - (16) Anschütz/Preußen, S. 239.
  - (17) なお, 帝国結社法 (Reichsvereinsgesetz) vom 19. April 1908, in: Dokumente 2, S. 374f) も同旨である。
  - (18) Anschütz/Preußen, S. 208.
  - (19) Derselbe, S. 206.
  - (20) Derselbe, S. 290.
  - (21) Derselbe, S. 289.
  - (22) Derselbe, S. 308.
  - (23) Derselbe, S. 283, 291.
  - (24) Derselbe, S. 291.

- 25) Triepel, Heinrich, Die Reichsaufsicht, 1917, S. 10.
- 26) Anschütz/Preußen, S. 308.
- 27) Derselbe, S. 291.
- 28) Derselbe, S. 304.
- 29) Derselbe, S. 305-6.
- 30) Derselbe, S. 307-8.
- 31) Derselbe, S. 308.
- 32) Die Verfassung des Deutschen Reichs vom 11. August 1919, in: Dokumente 3, S. 148f. なお、『人権宣言集』137頁以下参照。
- 33) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. Mai 1949, in: Textbuch staats- und verwaltungsrechtlicher Gesetze, hrsg. von Achterberg/Püttner, 1986, S. 56. なお、『人権宣言集』230頁参照。
- 34) Anschütz, Gerhard, Die Verfassung des Deutschen Reichs vom 11. August 1919, 14. Aufl., 1933 [=Anschütz/ Weimar], S. 618ff.
- 35) Derselbe, S. 631.
- 36) Campenhausen, Axel von, Staatskirchenrecht, 2. Aufl., 1983, S. 68f.
- 37) Derselbe, S. 71. この言葉の翻訳は非常に難しい。そこで一つの試みとして本文のようにしてみた。
- 38) Derselbe, S. 76.
- 39) Anschütz/Weimar, S. 651.
- 40) Erler, Adalbert, Kirchenrecht, 5. Aufl., 1983 [=Erler], S. 100; Juris, Josef, Religionsgemeinschaften mit privatrechtlichem Rechtsstatus [=Juris], in: Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, hrsg. von Ernst Friesenhahn und Ulrich Scheuner, Bd. 1, 1974 [=HSR], S. 592; Staudingers Kommentar, 1980, Einleitung, Allgemeiner Teil, Eint zu §§ 21-89, Nr. 20.
- 41) Erler, S. 99.
- 42) Juris, S. 581.
- 43) Derselbe, S. 197ff.
- 44) Anschütz/Weimar, S. 637.
- 45) Friesenhahn, Ernst, Die Kirchen als Körperschaften des öffentlichen Rechts, in: HSR, S. 577.
- 46) Rüfner, Wolfgang, Rechtsschutz gegen kirchliche Réchtshandlungen, in: HSR, S. 760.
- 47) BGH, Urteil vom 16. März 1961, in: Entscheidungen in Kirchensachen, 5, 291.
- 48) BVerfG, Beschluß vom 17. Februar 1965, in: Entscheidungen in Kirchensachen, 7, 172.
- 49) Watson v. Jones, 13 Wall. 679 (1872).
- 50) Jones v. Wolf, 443 U.S. 595, 61 L Ed 2d 784 (1979).

HISTORICALLY DISTINCTIVE FEATURES  
OF THE GERMAN LEGAL SYSTEM  
IN RELATION TO RELIGIOUS ORGANIZATIONS

《Summary》

Norikatsu Sasagawa

The German legal system as it affects religious organizations is complicated and goes through a very different historical process from that in Japan. Therefore it is difficult for many Japanese to understand the German experience. To increase our understanding, I will examine, in this article, the distinctive German features viewed historically.

I will establish the following three points :

1. There have been no specific laws which were directly applicable to religious organizations in Germany as in Japan. In Germany, religious organizations have not been regulated on a standard basis. The difference in the application of laws to religious organizations depends not on the diversity of values in contemporary society but on historical conflicts among religious organizations.
2. The Weimar Constitution stipulates the separation of state and church on the one hand, and on the other hand gives great religious organizations some privileges. This is one distinctive feature of the German system.
3. Because the German legal system, in its relation to religious organizations, has an extended history, it is quite important to examine its historical development even when we investigate contemporary systems.